

地域母子保健特別モデル事業および乳幼児健全発達支援 相談指導事業の実施および推進向上に関する研究 —総括—

研究協力者：鈴木五男¹⁾

共同研究者：青木継穂¹⁾、日暮 眞²⁾、加藤忠明³⁾

神坂 陽⁴⁾、東条 恵⁵⁾、青木 徹⁶⁾、鈴木和子⁷⁾

澤 節子⁸⁾、諸岡公子⁹⁾、久保田純子¹⁾、鈴木眞弓¹⁾

研究の要旨：

平成2年7月よりモデル市町村において、市町村の「母子保健計画」を策定し、地域の特性を踏まえた計画的な事業の推進を図ることを目的に発令された『地域母子保健特別モデル事業』（厚生省児童家庭局通知・児発584号および児童家庭局母子衛生課長通知・児母衛第21号）と、健診にて『要経過観察』といわれた児および家族に対する包括的健康管理および支援システムの確立を目的に発令された『乳幼児健全発達支援相談指導事業』（厚生省児童家庭局通知・児発481号—平成3年5月22日付）の各事業についてのアンケート、およびヒアリングおよび班員の研究の知見も加え、その実施状況と問題点を検討した。その結果を踏まえ本事業の全国実施と拡充を目的に次年度はモデル作成を実施する。

見出し語；母子保健サービス、情報一貫管理ファイル、地域母子保健特別モデル事業、追跡支援システム、乳幼児健全発達支援相談指導事業、要経過観察児

1)東邦大学第二小児科教室

6)埼玉県深谷保健所

2)東京大学母子保健学教室

7)大田区糞谷保健所

3)日本総合愛育研究所

8)目黒区目黒保健所

4)秋田県小児保健会

9)千代田区神田保健所

5)新潟県はまぐみ小児療育センター小児科

[研究目的]

1. 地域母子保健特別モデル事業に関する研究：

母子保健サービスを、地域住民に密着したきめ細かなものにするため、これまで、市町村母子保健事業および1才6か月健康診査を中心に、市町村における母子保健事業が実施されてきたが、さらに母子保健情報の管理、母子保健関係分野の連携強化、母子保健に関する現状分析と計画策定を行うことにより、母子保健の基盤整備を進め、より地域母子保健の向上を資する目的で、平成2年7月に地域母子保健特別モデル事業（厚生省児童家庭局通知・児発584号および児童家庭局母子衛生課長通知・児母衛第21号）が発令された。本研究では、本事業について、実施状況を調査し、その結果に基づき、人口構成および生活環境に応じた地域密着型の母子保健サービス体系の模索にある。

2. 乳幼児健全発達支援相談指導事業に関する研究：

近年、乳児健診の目的は、小児を取り巻く社会環境の変化や医療の進歩により多様化の様相を呈している。特に、少子化時代にあって母子保健施策の課題は、障害のない小児であっても高齢化社会を支えるために精神的・社会的および身体的により健全な成長を遂げ、かつ十分な生産人口となるとともに地域社会に貢献できる成人に育成するための保健指導、生活指導、栄養指導、さらに発達刺激のための遊び方や中間づくり、育児不安の解消に対する母子教室などを充実させることや、また、障害があっても早期発見・早期療育あるいは早期治療などにより、可能なかぎり社会復帰できるような児のみなら

ず家族に対する包括的健康管理および支援システムの確立である。その一つの目的として、乳児健診後に、直ちに継続的指導を必要としない『要経過観察』とされた児を対象に、保健所などの各種福祉施設を利用して、児の健全な育成を計り、母親など育児不安の解消を計るために、平成3年5月22日付『乳幼児健全発達支援相談指導事業』（厚生省児童家庭局通知・児発481号）が発令された。そこで、本研究では、本事業の実施市町村（平成4年度実施）における実施状況および内容について調査し、その問題点の検討と地域に応じた包括的健康管理支援システムの確立を目指すものである。

[対象および研究方法]

1. 地域母子保健特別モデル事業

地域母子保健特別モデル事業を実施した25モデル市町村を対象に、各市町村の「母子保健計画」、市町村の母子保健記録の個別のファイルの整備やデータ管理、分析状況、母子保健チームの設置等について、アンケート方式による調査および一部市町村においてヒアリング等を実施し、調査内容について、データ処理を行うとともに、その問題点を検討した。

2. 乳幼児健全発達支援相談指導事業

1) 乳幼児健全発達支援相談指導事業を実施している地域を、各研究者によって過疎地区、都市、都市隣接部にわけ、その実施状況および内容をアンケート方式および一部聞き取り（ヒアリング）等で調査比較し、その問題点などを検討した。

2) 新潟県では、全国に先駆けて乳児健診を市町

村が担当し、情報の一括管理、かつ保護者や乳児への対応がなされている。これまでの結果を通して、今後の乳児健診の在り方として進むべき方向について検討した。

3)乳幼児健全発達支援相談指導事業を実施している保健婦より実施状況をアンケートおよびヒアリングにより実施状況および問題点をあげ、この事業の全国実施・拡充のためのより良いシステムについて提言した。

[結果および考察]

1. 地域母子保健特別モデル事業：

1)母子保健のファイル作成

母子保健の情報一貫管理のファイル作成は、本事業の基本的作業であるが、このファイルにより、個別のフォローアップ体制の充実により、きめ細かい母子保健サービスの増大が目的である。その結果では、ほぼ全モデル地区において地区に密着したファイルの作成が行われていたが、今後はさらに、地域の实情にあった、すなわち、子供の生活環境、遊びの環境、経済的環境などをより考慮した情報管理が重要になってくるであろう。同時に情報の秘密の管理上、専門的作業員の教育・指導がより重要であろう。

2)母子保健チームの設置

本事業にあたり母子保健チームの設置は、異なった職種での構成の結果、相互の共通の認識と理解により、より総合的母子保健活動が可能である一方、地域によって人的資源の問題、すなわち保健婦、医師（特に小児科医）、その他の専門職などが挙げられ、移管に伴う保健サービスの質の低下が危惧され、その対応として、

経済的支援、周辺市町村との連携、その他の事業との相互利用など適切な指導が必要である。また、複数の職種の構成員の関係から、会議の時間、費用の問題も問題となっていた。

3)事業運営の問題点

本事業の運営にあたっての問題として、地域による（特に過疎地）マンパワーの不足、本事業に対する専門指導された職種の不足、さらに本事業の運営上責任部署が不明確な事による管理・運営のシステムの設置の必要性、地域にあった事後措置における追跡支援システムの確立、本事業に関する予算的配慮、移行期における援助体制、個人情報一貫管理におけるプライバシーへの配慮、などがあげられる。本事業を実施にあたり、重要な課題であり、来年度の継続問題として考える。

2. 乳幼児健全発達支援相談指導事業：

1)秋田県（過疎地区）では高齢者化により保健婦の老人福祉活動の増加し、小児保健への活動の低下、医師を含めた専門職の都市集中などによる不足などにより、境界児やグレイゾーン児童の把握が不十分であるとの問題がでた。また、埼玉県（都市隣接部）でも市に比較して町村部で同様な問題に加え、予算的な面も指摘されていた。また、東京都（都市部）では各区ですでに独自の取組みがなされ、育児支援のニーズが極めて高く、母親の交流の場作り、自主グループ作り、また、現場の従事者との相互の連携の重要性があげられていた。このように、問題点が地区で異なり、マンパワーについては周辺市町村との連携や地域医師会との委託協力、専門指導員の育成・補充など必要欠くべからざるも

のではあるが、地域に適合したシステムの検討が今後の重要な課題であろう。

2)新潟県では、全国に先駆けて乳児健診を市町村が担当し、情報の一括管理、かつ保護者や乳児への対応が成されている。諸機関と保健婦の連携機能を考えた場合、この市町村単位の健診は健診事業の充実に重要であり、今後の進むべき方向と示唆している。また、本事業がグレイゾーンの児の支援に有用であるが、育児不安をもつ保護者への対応として、画一的な支援でなく、保護者が選択し得る複数の支援システム（自主グループも含めた）が必要であろう。

3)乳幼児健全発達支援相談指導事業を実施している保健婦より実施状況をアンケートおよびヒアリングにより、次のようなこと問題が認められた。本事業を運営にあたって、その問題は地域による実情の相違から、予算の弾力的運用が望ましい。また、『要経過観察』の児に対する各種支援事業のうち子供の性格、環境、育児不安の内容に応じ、自由に選択できることが必要であろう。

[まとめと今後の課題]

わが国は、高齢化社会と少子化社会に突入し、今後の母子保健事業の果たす役割は益々重要なものとなってきている。すなわち、これからの母子保健は、子供とその家族を精神的・身体的に健康な環境をいかに作り、与え、高齢化社会をいかに支えるかにある。今回の研究対象となっている『地域母子保健特別モデル事業』と『乳幼児健全発達支援相談指導事業』は、小児保健・母子保健にとって極めて重要な施策であ

り、母子保健の根本といっても過言ではなからう。そこで、今回の2事業の今後の課題について以下に纏めた。

『地域母子保健特別モデル事業』に関して：

1. 母子保健の情報一貫管理のファイル作成は、ほぼ地域の実状に併せて作成され、個別のフォローアップ体制の充実により、よりきめ細やかな母子保健サービスが増大した。
2. また、本事業実施にあたり母子保健チームの設置は、異なった職種での構成の結果、相互の共通の認識と理解により、より総合的母子保健活動が可能である一方、移管に伴う保健サービスの質の低下が危惧されていた。
3. その問題となる運営上の課題は①マンパワーの不足に対する対応、②専門職の充実と育成、③本事業の責任部署および管理・運営のシステムの設置、④事後措置における追跡支援システムの確立、⑤本事業に関する予算的配慮、⑥移行期における援助体制、⑦プライバシーへの配慮、などがあげられた。

『乳幼児健全発達支援相談指導事業』に関して：

1. 本事業の実施状況は、研究協力者において東京都、埼玉県、新潟県、秋田県の現状を報告した。
2. また、本事業の課題は、①マンパワーの充足、②専門医の育成と補充、③予算の運用弾力化、④各種支援事業の情報のオープン化と家族の自由選択、⑤事後措置における追跡支援システムの確立、などがあげられた。

以上、両事業の問題点を踏まえて、次年度は本事業の全国実施・拡充ため、市町村にヒアリングを実施し、各種課題の打開策を検討し、人口構成別に地域に密着したモデル策定を立案する。



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用
論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



研究の要旨:

平成2年7月よりモデル市町村において、市町村の「母子保健計画」を策定し、地域の特性を踏まえた計画的な事業の推進を図ることを目的に発令された『地域母子保健特別モデル事業』(厚生省児童家庭局通知・児発 584 号および児童家庭局母子衛生課長通知・児母衛第 21 号)と・健診にて『要経過観察』といわれた児および家族に対する包括的健康管理および支援システムの確立を目的に発令された『乳幼児健全発達支援相談指導事業』(厚生省児童家庭局通知・児発 481 号一平成 3 年 5 月 22 日付)の各事業についてのアンケート、およびヒアリングおよび班員の研究の知見も加え、その実施状況と問題点を検討した。その結果を踏まえ本事業の全国実施と拡充を目的に次年度はモデル作成を実施する。